

新生児里親委託の実際について（愛知県）

1 はじめに

厚生労働省の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第6次報告では、平成19年1月から平成21年3月までに虐待により死亡した子どもは心中以外で145人、内0歳児は76人、0歳児の内0ヶ月児は43人と報告されている。

一方、熊本県の慈恵病院が平成19年5月に「このとりゆりかご」の運用を開始して以来、平成21年9月30日までの間に51人の預け入れがあり、そのうち新生児が43人、さらに生後10日以内と確認あるいは推測されたものが37人であったと公表されている。

このような状況から、「予期しない妊娠、望まない妊娠について悩む者への相談体制の充実」が課題とされている。

愛知県では、これまで、県産婦人科医会が実施していた「赤ちゃん縁組無料相談」を踏襲し、ケースワークの視点を加え、妊娠中からの相談、出産直後の相談に応じ、新生児を病院から直接里親宅へ委託する「特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託」を里親委託の一つの方法として30年近く行ってきた。この方法は、妊娠中の女性が安心して出産を迎えることができるとともに、迎える里親側も自然に親子関係を紡ぐことができ、赤ちゃんは生まれたその日から、少なくとも数日中に愛着の対象を持つことができるという利点を持つ。愛知県では、該当事案が発生した場合、こうした取組みを心がけているが、妊娠中からの切れ目ない支援として有効な方法であると思われることから、今回、その手順等について紹介する。

2 事例（未婚・未成年の母の出産）

- 実方：祖母47歳（就労）、母18歳（アルバイト）
- 里親方：里父43歳（会社員）、里母40歳（専業主婦）

（経過）

・平成〇年8月

母、母方祖母が児相に来所。主訴：「予定外の妊娠をしている。未成年、未婚で、生まれてくる子を育てることができない」。受診した病院で中絶可能な時期は過ぎていることを告げられ困惑していると、看護師から児童相談所への相談をすすめられたとのこと。児相から里親制度、特別養子縁組前提の里親委託について説明したところ、母、祖母とも出産後、特別養子縁組前提で里親に委託することを希望した。出産予定は12月上旬。児相から病院、市保健センターに連絡。受理会議で報告。

・平成〇年10月

母、母方祖母との面接・打合せを4回程度実施し、養子に出す気持ちは変わっていないかを確認。児相が病院を訪問し、病院関係者（看護師長、ケースワーカー等）に里親委託の手順について説明、了解を得る。

・平成〇年11月初旬

所内で養親候補について協議。管内で登録しているが未委託となっているA里親を

第1候補とした。里親担当からA里親に事情を説明し、受け入れについて打診。翌日A里親から「親になりたい」旨連絡がある。母、母方祖母に里親が決まった旨連絡。A里親、児相職員で病院を訪問。出産後のことについて打ち合わせ。

・平成〇年11月下旬

母方祖母から連絡「11月24日入院、25日出産と決まった」。A里親へその旨連絡。

・平成〇年11月25日

児相職員、里母が病院訪問。出産後、母に意志を確認。養子に出す気持ちは変わらないということから、里母が新生児と対面。間もなく里父も駆けつけ、新生児と対面。

・平成〇年11月26日

A里親が命名し、名前を知らせてくる。母もその名を了解する。援助方針会議で里親委託決定。

・平成〇年11月27日

母方祖母が出生届を提出。母退院。

・平成〇年11月25日～30日

里母が病院に通い育児トレーニング。30日に新生児退院、A里親宅へ引き取られる。

・平成〇年12月上旬

児相がA里親宅訪問、里親に面接。必要書類を手渡し。12月中旬にA里親から11月分現況報告書届く。以後、毎月報告あり。

・平成〇年1月上旬

里親サロン開催日に里親委託式を実施。

・平成〇年5月上旬

A里親から特別養子縁組の申立をしたい旨連絡あり。

・平成〇年6月下旬

家庭裁判所から嘱託書受理。7月中旬、回答書送付。

・平成〇年10月初旬

A里親から審判書が届いた旨連絡あり。下旬に確定。特別養子縁組成立により、援助方針会議で里親委託解除決定。

3 手 順

(1) 里親側

①里親登録は「里親になりたい」という主訴を持った相談としてケースワークをする。

「要保護児童を委託するのに適当かどうか、そして実際に要保護児童を受け入れる覚悟ができるかどうか」という観点で面接をすることが大切である。里親登録を進めていく際、里親制度は「子どもの福祉のための制度」であり、里親に委託されることとなった子どもの事情は様々であることを理解してもらう。事情は大人の責任であり、子どもは実の親でなくても家庭、家族の下で幸せに生活する権利があることも理解してもらう。

②新生児里親委託（以下の条件）について説明し、新生児里親委託を希望するかどうか聴く。

●里親の年齢は概ね40歳まで。

●里子の性別を問わない。

- 出産後に産んだ女性が「養子に出したくない」と表明したら諦める。
 - 特別養子縁組が成立するまでは、親権は実親にあるので、実親から「引き取りたい、育てたい」と申し出があれば話し合いに応ずる。
 - 産む側に様々な事情があり、子に障害、病気の可能性があることを承知する。
 - 6か月の監護期間を経過したら家庭裁判所に特別養子縁組の申立をする。
 - 適切な時期に「血縁はないが大切な家族だよ」と真実告知する。
 - 大きくなった子どもが、「自分のルーツを知りたい」と言い出したときには協力する。など
- ③ 里親登録後は里親サロンへの参加を促す。特に里親委託式の時には参加を勧める。
 - ④ 「養子に出したい」という相談が入ったら、そのときに判明している事情を伝え、『親となることを希望するかどうか』一両日の間に決めてもらう。迷いが多いときにはパス。(どこで踏み切れなかったのか後で面接して確認する)
 - ⑤ 親になる決断をしたら名前を考えるなど、子の誕生に備える。

(2) 実親方（実方）

- ① 妊娠中に相談があったら、これまでの事情を丁寧に聴く。
- ② 様々な社会資源を提示し、自分で育てられないかどうか考えてもらう。
- ③ 未成年者の場合は保護者にも事情を聴き、養育の援助ができないかどうか考えてもらう。
- ④ それでも『育てる気持ちになれない』『育てたくない』ならば、特別養子縁組前提で受け入れてくれる里親がいることを説明する。
- ⑤ 父の情報も聴取する。名前、住所、生年月日など分かる限り聴く。子どもが大きくなり結婚相手を決めるときに注意が必要となることを説明する。
- ⑥ 生まれてくる子どもの命名をどうするか話し合う。できれば育てる側に付けさせてもらうようお願いする。希望があれば聴いておく。
- ⑦ 出産後に「自分で育てたい」気持ちが変わってもOKと伝える。
- ⑧ 母子手帳の交付、妊娠中の健診などはきちんと受けるよう促す。
- ⑨ 出産予定の病院が決まったら、まず本人から医師に事情を説明し、児相からも連絡を入れる。費用、引き取り方法、育児トレーニング、実方・里親方の連絡など、煩雑なことは児相が実方、里親と話し合って対応する。
- ⑩ 赤ちゃんが大人になった時を想定して、子どもにあてて手紙を書いてもらう。児相が閲覧することは伝える。産んでから子を抱いた母の写真がもらえないときは、母の写真をもらう。子どもがルーツを知りたいと言い出すことがあることも承知してもらう。そのときに子どもと会うかどうかは、そのときの状況次第であり、「子どもと会う、会わない」は強要しない。
- ⑪ 特別養子縁組が成立するまでは親としての責任があることを伝える。所在を明らかにすること、連絡が取れる状態にしておくことが必要。

(3) 児童相談所担当者

- ① 実親（実方）から相談があったら面接をする。里親担当者同席が望ましい。
- ② 登録名簿から適任者を捜す。管外であれば該当児相に問い合わせる。あるいは、所

属メールを活用（〇月〇日生まれる予定、×月×日男の子が生まれました、特別養子縁組前提で里親を募集中）して里親候補を決める。里親委託推進員に里親の候補者を推薦してもらうこともある。他児相の登録里親であれば面接をして「子を委託するのに適するかどうか」委託する側の責任で決めるのが望ましい。

- ③里親候補が決まったら実親（実方）に知らせる。
- ④実親（実方）、里親候補双方に『相手に会いたいかどうか』尋ねる。出産後に顔合わせをする場合もある。
- ⑤実親（実方）から「入院します、生まれました」と連絡が入ったら、里親にその旨連絡する。児相は出産後、実親（実方）に会って『子の養育について』意志確認をする。生まれた子と一緒に写真を撮る。写真は特別養子縁組成立後に手紙と一緒に里親に渡す。実親が写真を拒否すれば無理強いはしない。実親が子どもを抱いて情が湧き、別れがたい心境となれば実親（実方）が育てることとなる。『養子に出したい』気持ちが変わらなければ、里親に連絡を取り病院に行く。
- ⑥出産後に実母、親族の気持ちが揺れるときは、よく話し合ってもらおう。実親の気持ちを尊重する。若年で無理なときにも応援しながら母親の役割が果たせるかどうか試しに育ててもらおう。十分納得のいったところでの結論が望ましい。
- ⑦個室で里親と赤ちゃんの対面をさせる。里親に名前を決めてもらおう、紙に書いたものをもらうのがよい。漢字等の誤りがないよう十分留意する（実親（実方）が出生届を出すため）。
- ⑧出産後、乳児院を経ずに里親宅に引きとられるので出生届の子の住所欄は里親宅にし、関係は同居人とする。
- ⑨医療保険は実親（実方）に加入してもらおうのが原則だが、事情に合わせて柔軟に対応する。
- ⑩里親の育児トレーニングを病院に依頼する。近ければ、毎日通い、遠方の時は里母が泊まり込む。このときの里母の泊まりの費用は里親が負担する。
- ⑪里親委託日は原則的には里親が子の責任を負う日からとする。子に医療が必要になる場合もあるので柔軟に対応する。ただし実親の出産費用、医療費等は実親（実方）が持つ。（特別養子申立ての際、金銭のやり取りがあったと見なされる恐れがあるため、里親は絶対に支出しない）
- ⑫通常は1週間程度で退院となる。退院時には児童相談所職員も立ち会う。
- ⑬子を引き取った翌日には電話を入れて様子を尋ねる。最初の1か月は週に1度様子を尋ねる。些細なことを不安に思うことがあるため、地域の保健師には必ず連絡を入れ訪問してもらおう。
- ⑭子の外出が可能となる1か月ぐらいになったら愛知県では、「里親委託式」を行っている。里親サロン開催日に合わせて行うことが多い。
- ⑮毎月報告書を提出してもらおう、提出があったら連絡を入れる。こまめな連絡が大切。
- ⑯委託後6ヶ月経過したら特別養子縁組の申立てを打診する。申立に必要な書類を準備し里親に渡す。里親が家裁に申立をすると、児童相談所は家裁から特別養子縁組に関する調査嘱託を受ける。嘱託書には子の要保護性をきちんと記すとともに子の最大の利益として特別養子縁組の成立が必要なことを強調する。特に実親が行方不明や同意が明確でない場合は丁寧に事情を書くことが大切。

- ⑰家裁から里親に審判書が届いたら、戸籍の届け出の準備をする。審判確定後 10 日以内に子の戸籍謄本を添付して届けなければならないので、確定後では子の戸籍謄本の取り寄せが間に合わないこともあるので留意する。
- ⑱審判が確定したら援助方針会議で措置解除の手続きをする。
- ⑲里親から子どもが入籍されている戸籍謄本をもらう。稀に実親の姓が記載されていることがあるので留意する。その際は当該市町村でやり直してもらう。最短でも 6 か月程度かかることがある。
- ⑳1 歳のお誕生日の頃には特別養子縁組が確定し、名実ともに親子になる。児童相談所としても終結。

4 課題・所見等

- 児童相談所職員として里親業務専任職員の確保が難しいことから、里親委託後のケースワークが十分にとれず、サポート体制が不十分であること。特に、実親（実方）については出産後サポート態勢がとれない状況がある。
- 医療機関、特に産婦人科病院に『産んでも育てられないときに児童相談所が相談に応じていること』をPRし、理解を得ることが必要である。
- 「新生児里親委託」については、手順やルールをしっかりと押さえていけば、乳児院や児童養護施設からの里親委託と比較して、委託後の里子の養育等に関する児童相談所のフォローが少なく済むのではないかと。
- 予定外の妊娠や望まない妊娠をしないようにする性教育、さらには、女性が一人で子どもを産み育てることができるサポートシステムの確立が必要ではないかと。
- 里母は就労中であったが、他に養育者がいたことから新生児委託を受け、特別養子縁組が成立後に育児休業を取った例がある。里母が就労中でも、里子が委託された際に育児休業の制度が使えるれば、就労の継続もできるので、さらに委託が進むことが考えられる。

【参 考】

○過去 5 か年の実績

単位：人

区 分	新生児 里 親 委託数	出産前 相談有	里親が引き取った子の 生後日暦				里親が 命 名	里 親 委 託 総 数	新生児 里 親 割 合
			10 日 以内	20 日 以内	30 日 以内	31 日 以降			
17 年度	7	5	4	1	1	1	7	135	5.2%
18 年度	12	9	5	1	3	3	12	112	10.7%
19 年度	10	10	7	2	0	1	9	85	11.8%
20 年度	8	6	3	3	1	1	7	71	11.3%
21 年度	6	5	6	0	0	0	6	76	7.9%

(萬屋 (刈谷児童相談センター長)・矢満田 (元愛知県児童相談所児童福祉司) 調査から引用)